

給湯器工事の取り扱いについて

給湯器の交換工事を行う場合、改修前後の給湯器の種類のみ組み合わせにより、工事種別が特定性能向上工事、またはその他性能向上工事になるもの、補助対象にならないものがあります。

高効率給湯器については、評価基準^{注1}を満たし、かつリフォーム前から効率が向上している場合に補助対象となります（リフォーム前後で同じ効率でも補助対象になる場合があります）。

したがって、評価基準を満たしている高効率化等設備であることを様式8上に明記してください。また、改修前後の給湯器の性能を確認するために、改修前後の給湯機について、カタログ等を添付するか、「メーカー名」と「品番」の分かる資料を添付、又は「メーカー名」と「品番」を平面図等に記入してください。

***家庭用コージェネレーション設備、エコキュート、ハイブリッド給湯器（貯湯タンク150ℓ以上）については、あわせて別紙15、16を確認してください。**

下記により、どのパターンにあたるかをご確認ください。

注1:省エネルギー対策の評価基準「改修タイプ」で定めている高効率化等設備の効率等の基準のことであり、これを上回る設備を導入する場合に補助対象となります。

イ. 改修タイプの場合

下図パターン1~2 の場合に補助対象となります。下図パターン2 の場合はその他性能向上工事とします。

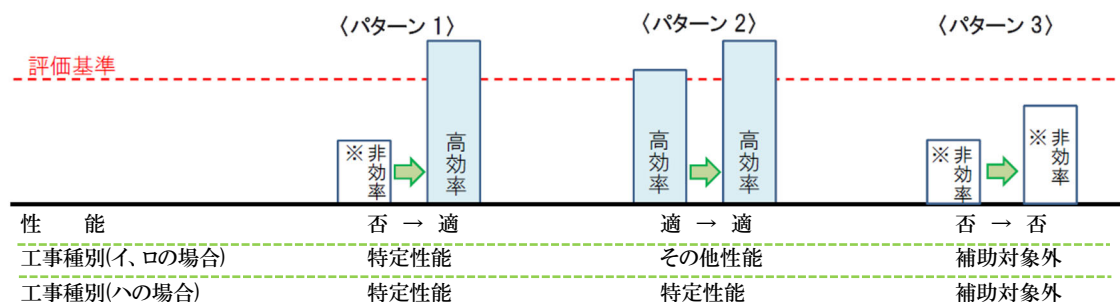
ロ. 外皮の断熱性能の計算により基準への適合を確認する場合

外皮平均熱貫流率等の計算又は仕様基準（断熱等性能等級）により基準への適合を確認する場合、基準適合に給湯器の種類は関係ありませんが、イと同様の方法で補助対象となるか判断します。

ハ. 一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認する場合

一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認するものについては、より性能の高いもの、かつ評価基準を満たすものへ交換することで、住宅全体の設計一次エネルギー消費量を削減される場合には特定性能向上工事と扱います。したがって、下図パターン2 の場合も特定性能向上工事とします。

図：給湯器工事のパターン



※リフォーム後が非効率のもの、リフォーム前より性能が下がるものについては、いかなる場合も補助対象外。

※リフォーム前の給湯器が評価基準を満たしている場合、リフォームで交換する給湯器が高効率給湯器の要件を満たし、その給湯部熱効率がリフォーム前の給湯器より下回らなければ、当該給湯器をその他性能向上工事として補助対象にすることができます。

※非効率：評価基準に適合しない給湯器を指す。